第２回 情報セキュリティ関連分野に係る技術に関する施策・事業評価検討会

議事要旨

１．日時：平成２６年３月１４日（金）　１５：００～１７：００

２．場所：経済産業省本館４階西８左　商務情報政策局第一会議室

３．出席者

（検討会委員）［敬称略・五十音順、※は座長］

後藤 厚宏	情報セキュリティ大学院大学 情報セキュリティ研究科　教授
田辺 孝二	東京工業大学大学院 イノベーションマネジメント研究科　教授
※徳田 英幸	慶應義塾大学大学院 政策・メディア研究科委員長　教授
西村 敏信	公益財団法人金融情報システムセンター　監査安全部長

（事務局）

大崎 人士	商務情報政策局情報セキュリティ政策室
中谷 順一	商務情報政策局情報セキュリティ政策室
室井 佳子	商務情報政策局情報セキュリティ政策室
岡田 実	産業技術環境局技術評価室
冨田 高樹	みずほ情報総研株式会社 経営・ITコンサルティング部 シニアコンサルタント

４．配付資料

資料１　第１回評価検討会議事録（案）
資料２　評価方法（案）
資料３　情報セキュリティ関連分野に係る技術に関する施策の概要
資料４　情報セキュリティ関連分野に係るに係る技術に関する施策評価用資料
資料５　評価報告書の構成（案）
資料６　評価コメント票
参考資料　実施者による自己評価

５．議事概要

（１）今後の評価の進め方について

事務局から、資料２により評価の方法及び今後の評価の進め方等について説明が行われ、第３回評価検討会を書面審査にて実施される旨と今後のスケジュールについて了承された。

（２）主な発言等概要

・新世代情報セキュリティ事業に対する評価に関して、5 件のテーマを一括して評価するにあたり、どのような意図で評価すればよいかとの質問に対し、評価項目毎の各テーマについての評価を平均する形で整理して欲しいとの回答があった。

・施策の目的を実現するための事業の配置の適切性に関する評価において、新世代情報セキュリティ事業は公募案件のためバランスのコントロールが困難なことをどのように考慮すべきかとの質問に対し、公募の際に一定の分野に偏ることを避けるために広めの分野での採択を心がけており、その結果が適切であったかどうかを評価いただきたいとの回答があった。

・参考資料における事業者による自己評価の根拠に関する質問に対し、事務局による修正は行っておらず、事業者による記入内容をそのまま資料としているとの回答があった。

・情報家電、スマートグリッド、携帯端末など、非 PC 端末における未知脆弱性の自動検出技術に関する研究における制御システムセキュリティの活動とは何かとの質問に対し、成果であるファジングツールを制御システムセキュリティセンターにて活用している旨の回答があった。

・ファジングツールの EDSA 認証取得状況に関する質問に対し、現在世界でまだ 2 製品しか認定取得されていないなどハードルが高く、まだ実現していないとの回答があった。

・新世代情報セキュリティ事業の実施者における人件費単価と外部の人材の活用に関する質問に対し、委託契約において研究開発を実際に担当した従業員の給与相当額を支払った結果であり、外部人材の活用は可能であるが、質問対象の実施者においては行われなかったとの回答があった。

・新世代情報セキュリティ事業の公募時に採択予定数を公表していたかとの質問に対し、公募時点では採択数を定めていなかった旨の回答があった。

・システムＬＳＩセキュリティ評価体制の整備事業を通じて実現した日本における評価機関で評価する場合の欧米とのコストの比較に関する質問に対し、大きな費用の差はないものの、外国で評価する場合に必要となるエビデンスや資料の翻訳が不要なメリットがあるほか、ドイツの評価機関は混雑しており、日本で評価することで避けることができるとの回答があった。これに対し、海外のポリティクスによる影響を避ける効果もあるとの意見があった。

・暗号アルゴリズムの物理的安全性評価に必要な標準評価環境の開発事業と新世代情報セキュリティ研究開発事業との関連性に関する質問に対し、前者は評価のツールを作成することが目的であり、その中で後者の要素を一部取り入れる形となっており、実施期間が一部重なっているとの回答があった。

・サイバーセキュリティテストベッドの構築事業に関して、設置した設備を用いてどのような研究開発成果が得られたかを示すべきとの意見があった。

・サイバーセキュリティテストベッドの構築事業で整備したプラントの費用に関する質問に対し、1 プラントあたりハードウェアで 1 億円から 1 億円弱、さらに演習をするためのソフトウェアのコストで数千万円を要した旨の回答があった。
・本評価検討会のための資料が公開されることを通じて、実施者が行った研究開発の内容が流出する恐れはないかとの意見に対し、資料は公開を前提に作成しているが、公開に先立って事務局から実施者に改めて確認を行い、機微なものがあれば非公開とする旨の回答があった。

以上